



鳥取県公報

平成12年 5月25日 (木)
号外第50号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	農業近代化推進資金の利子補給率等の一部改正（経営指導課）……………	1
	中山間地域活性化資金の利子補給率等の一部改正（〃）……………	1
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正（水産課）……………	2
	漁業経営維持安定資金の利子補給率等の一部改正（〃）……………	2
	漁業経営安定資金の利子補給率等の一部改正（〃）……………	2

告 示

鳥取県告示第331号

平成 8 年鳥取県告示第248号（農業近代化推進資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。
 平成12年 5月25日前に、鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和41年鳥取県規則第24号）第 4 条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

平成12年 5月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

表中「2.1パーセント」を「2.0パーセント」に改める。

鳥取県告示第332号

平成 8 年鳥取県告示第249号（中山間地域活性化資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。
 平成12年 5月25日前に、鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成 2 年鳥取県規則第58号）第 5 条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成12年 5月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

表の 1 の項中「年2.35パーセント以内 年1.0パーセント」を「年2.25パーセント以内 年1.0パーセント」に、「年2.35パーセント以内 年1.0パーセント」を「年0.15パーセント」を「年2.3パー

セント以内 年0.95パーセント 年0.1パーセント」に、「年2.45パーセント以内 年0.9パーセント 年0.05パーセント」を「年2.4パーセント以内 年0.85パーセント」に、改め、同表の2の項中「年2.1パーセント以内 年1.25パーセント」を「年2.0パーセント以内 年1.25パーセント」に、「年2.1パーセント以内 年1.25パーセント 年0.4パーセント」を「年2.05パーセント以内 年1.2パーセント 年0.35パーセント」に、「2.2パーセント」を「2.15パーセント」に、「1.15パーセント」を「1.1パーセント」に、「0.3パーセント」を「0.25パーセント」に改め、同表の3の項中「2.1パーセント」を「2.0パーセント」に改める。

鳥取県告示第333号

平成8年鳥取県告示第250号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。
平成12年5月25日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成12年5月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

表の3の項中「1.2パーセント」を「1.15パーセント」に、「1.0パーセント」を「0.95パーセント」に改める。

鳥取県告示第334号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。
平成12年5月25日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成12年5月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

表中「2.1パーセント」を「2.0パーセント」に改める。

鳥取県告示第335号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。
平成12年5月25日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成12年5月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1の表及び2の表中「2.6パーセント」を「2.5パーセント」に改める。